

令和6年第3回広尾町議会定例会 第3号

令和6年9月12日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 認定第 1号 令和5年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定について
- 4 認定第 2号 令和5年度広尾町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 5 認定第 3号 令和5年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 6 認定第 4号 令和5年度広尾町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 7 認定第 5号 令和5年度広尾町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 8 認定第 6号 令和5年度広尾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 9 認定第 7号 令和5年度広尾町病院事業債管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 10 認定第 8号 令和5年度広尾町水道事業会計決算認定について
- 11 認定第 9号 令和5年度広尾町下水道事業会計決算認定について
- 12 議案第75号 財産の取得について
- 13 発議第 7号 議員定数及び報酬等に関する調査特別委員会の設置について
- 14 発議第 8号 選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書の提出について
- 15 発議第 9号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について
- 16 発委第 4号 閉会中の委員会継続調査について
- 17 発議第10号 議員の派遣について

○出席議員（13名）

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 斎藤 弘樹 | 2番 尾矢 利昭 |
| 3番 大庭 克彦 | 4番 雄谷 幸裕 |
| 5番 山岸 謙一 | 6番 松田 健司 |
| 7番 志村 國昭 | 8番 浜野 隆 |
| 9番 萬亀山 ちず子 | 10番 前崎 茂 |
| 11番 渡辺 富久馬 | 12番 山谷 照夫 |
| 13番 堀田 成郎 | |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町		長	田	中	靖	章
副	町	長	及	川	隆	之
会	計	者	沖	田	一	美
兼	出	長	沖	田	一	美
総	務	長	山	崎	勝	彦
総	務	課	保	坂	一	也
併	総	参	西	内		努
併	総	主	木	村	正	樹
併	総	主	坂	田	邦	昭
併	総	主	北	山		誠
企	画	課	鎌	田		慎
企	画	補	木	下	慶	太
住	民	課	柏	崎	弥	香
住	民	課	山	岸	達	子
兼	住	補	三	浦	直	也
保	健	長	山	畑	裕	子
保	健	課	宝	泉		貴
兼	老人福祉センター	所長	山	畑	裕	大
兼	地域包括支援センター	長	山	畑	裕	貴
兼	健康管理センター	長	宝	泉		大
健康管理センター	次長		三	浦	直	子
保健福祉課	子育て支援室長		浜	頭		力
兼	子育て世代包括支援センター	長	浜	頭		力
認定こども園	ひろお保育園	長	船	田	光	恵
豊	似	所	小	村	和	徳
特別養護老人ホーム	所長		金	石	輝	義
兼	養護老人ホーム	所長	金	石	輝	義
農	林	課	寺	井		真
兼	町営牧場	長	寺	井		真
水産商工観光課	長		室	谷	直	宏
水産商工観光課	長補佐		山	田	雅	樹
建設水道課	長		楠	本	直	美
建設水道課	長補佐		三	上	昌	樹
建設水道課	長補佐		川	崎	幸	一
兼	下水終末処理センター	長	楠	本	直	美
港	湾	課	安	岡	伸	弘

港 湾 課 長 補 佐 須 田 圭 一

〈 教 育 委 員 会 〉

教 育 長	山 岸 直 宏
管 理 課 長	渡 辺 將 人
学校給食センター所長	三 浦 弘 樹
社 会 教 育 課 長	村 中 晃 央
兼 図 書 館 長	村 中 晃 央
兼 海 洋 博 物 館 長	村 中 晃 央

〈 選 挙 管 理 委 員 会 〉

委 員 長	辻 田 廣 行
併 書 記 長	山 崎 勝 彦

〈 監 査 委 員 〉

代 表 監 査 委 員	澤 田 佳 幸
併 書 記 長	白 石 晃 基

〈 公 平 委 員 会 〉

委 員 長	鈴 木 孝 俊
併 書 記 長	山 崎 勝 彦

〈 農 業 委 員 会 〉

会 長	大 森 康 雄
事 務 局 長	森 谷 谷 亨

○出席事務局職員

事 務 局 長	白 石 晃 基
事 務 局 次 長	佐 藤 直 美
総 務 係 主 事 補	別 所 龍 月

開会 午前10時00分

◎開議の宣告

1、議長（堀田） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

1、議長（堀田） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、尾矢利昭議員、7番、志村國昭議員を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

1、議長（堀田） 日程第2、諸般の報告を行います。

9月5日に議会運営委員会が開催され、報告書はお手元に配付しておりますので、委員会報告は省略します。

また、町長から議案1件を受理しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎日程第3 認定第1号～日程第11 認定第9号

1、議長（堀田） 日程第3、認定第1号 令和5年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第11、認定第9号 令和5年度広尾町下水道事業会計決算認定についてまでの9件を一括議題とします。

本件9件は、決算審査特別委員会に付託されたものであり、報告書は各自お手元に配付しております。

ここで、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、浜野隆議員、登壇の上、報告願います。

1、決算審査特別委員会委員長（浜野） 決算審査特別委員会審査報告書。

令和6年第3回定例会において本委員会に付託された事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

1、委員会開催日ではありますが、令和6年9月4日、10日、11日であります。

2の事件及び審査の結果ではありますが、認定第1号 令和5年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定から認定第9号 令和5年度広尾町下水道事業会計決算認定についてまでの9件を認定すべきと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

1、議長（堀田） 以上で、報告を終わります。

これより討論、採決を行います。

初めに、認定第1号 令和5年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

10番、前崎茂議員、登壇の上、発言を許します。

1、10番（前崎） 認定第1号 令和5年度広尾町一般会計歳入歳出決算に対し、反対討論を行います。

2023年5月に新型コロナウイルスの感染分類が2類から5類になり、経済活動もコロナ禍前に戻りつつありますが、いまだ終息に至っていないのが現状であります。

また、本町の基幹産業と言われている水産業、とりわけ沿岸漁業の低迷は本町の産業全体に影響を与えるものであり、喫緊の課題であります。

令和5年度から長年にわたり要望してきた高校生までの医療費無料化が実施され、今後の少子対策や広尾高校存続等につなげていかなければなりません。

さて、子ども農山漁村ホームステイ受入れ事業は、他の自治体との交流は、交流人口の拡大のためにはその必要は認めるところであります。しかし、その費用は荒川区や来町する児童の保護者が負担することが基本であります。

また、税滞納整理機構分担金は、人口16万人の帯広市と3,000人の自治体が同額の均等割20万円や徴収金数万円でも件数割として10万円の負担などの課題があります。抜本的に見直す時期に来ております。

本町に寄せられたふるさと納税は、本町の子育て支援などに充てることが肝要であります。加えて、本町の財政力指数は、2011年度の0.180から2020年度の0.238まで10年間連続で改善されてきたところでありますが、21年度以降3年間は0.233から0.225へと低下をしています。このことを鑑みても、皆さんから寄せられたふるさと納税は、貴重な財源として町民の教育、福祉増進に有効活用することが求められています。

また、全国で本町だけと言われている政治家記念館の運営は、自治体がすべきものではありません。加えて、入館者が300人台に低迷している今日、運営方法を早急に見直す時期に到来しております。

よって、本決算に反対をするものであります。

1、議長（堀田） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

4番、雄谷幸裕議員、登壇の上、発言を許します。

1、4番（雄谷） 認定第1号 令和5年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

令和5年度は、新型コロナウイルス感染症への対応が新たなステージへ移ろうとしている中、ウ

クライナ情勢に端を発したエネルギー問題により、燃料価格や電気代の高騰、円安など、物価の上昇に拍車がかかり、町民生活への圧迫や本町経済へ大きな影響を及ぼしたところであります。このような中、第6次広尾町まちづくり推進総合計画に掲げる5つの基本目標の実現に向けて、着実に歩みを進めたものと考えます。

令和5年度では、サンタの森の環境振興事業、赤潮対策、各種増殖・養殖事業による産業振興の継続支援、医療費無償化の高校生までの拡大、高齢者外出支援交通費助成事業の本格実施、複雑化・複合化する支援ニーズに対応するため重層的支援体制整備事業など、町民が安心して暮らすことができる事業を進めました。

また、コロナ禍における物価高騰対策として、町民、農業、商工など、各方面への給付金、応援事業、水道基本料減免など、町民生活に配慮が感じられました。

自主財源である町税の確保に日々取り組んでいることが、町税徴収実績表から確認できます。

各種財政指標も健全な領域であることを確認いたしました。

決算審査特別委員会での質疑などを真摯に受け止めていただき、今後も町民に寄り添った行政サービスの効果的な執行を求めたいと思います。

以上申し上げ、賛成討論といたします。

1、議長（堀田） 次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、次に本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、これをもって討論を終了します。

これより認定第1号 令和5年度広尾町一般会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第2号 令和5年度広尾町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第2号 令和5年度広尾町港湾管理特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第3号 令和5年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

10番、前崎茂議員、登壇の上、発言を許します。

1、10番（前崎） 認定第3号 令和5年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計の歳入歳出決算認定について、反対討論を行います。

2018年度から国民健康保険の運営に係る責任主体が北海道となる都道府県化に移行され、6年目を迎えたところであります。

令和5年度国民健康保険税賦課限度額の後期高齢者支援分の22万円が24万円に引き上げられ、国保医療分、介護納付金分を合わせると現行の104万円から106万円になり、2006年度の国民健康保険税賦課限度額62万円から比べると1.7倍、44万円の引上げとなるものであります。

国保税の所得割の税率改定により、本町の税率は十勝でも2番目に高い水準となっています。加えて、共済組合やほかの社会保険等にはない国保税特有の応益割制度があります。1世帯当たりの平等割2万5,400円、被保険者1人当たりの均等割2万8,500円が応能割である所得割に合算されるために高額となる要因となっております。このことは、我が国の保険制度の均衡が保持されていない現状を示しているものであります。

今日の燃油高騰、資材高騰など、物価高で家計を直撃し、町民の生活やなりわいなど厳しさを増しており、被保険者の負担増は回避しなければならないと思っております。

よって、本決算認定に反対をいたします。

1、議長（堀田） 次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

9番、萬亀山ちず子議員、登壇の上、発言を許します。

1、9番（萬亀山） 令和5年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計決算認定について、私は賛成の立場で討論いたします。

国民健康保険の事業は、現在、北海道が運営の責任主体となり、市町村と共同で事務の効率化など、健全で安定的な維持運営を図っております。

また、国民健康保険加入者の医療の確保、そして健康の維持増進に努めており、広尾町においても特定健診や特定保健指導など、健康管理センターの職員が受診者に対し、きめ細やかな指導を行うことで生活習慣病を防ぎ、特定健診受診率も年々上昇しております。

また、令和5年では59.4%、平成30年度から比べると、平成30年度は33.7%、そうすると大幅に事業の効果が現れていると受け止めております。

国民健康保険事業の健全な運営に必要な不可欠な国民健康保険税です。令和5年度に引上げを行っておりますが、適正な会計運営がされていることから、本決算認定に賛成するものであります。

1、議長（堀田） 次に、本件に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、次に本件に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、これをもって討論を終了します。

これより認定第3号 令和5年度広尾町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定についてを起立により採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第4号 令和5年度広尾町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第4号 令和5年度広尾町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第5号 令和5年度広尾町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第5号 令和5年度広尾町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第6号 令和5年度広尾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第6号 令和5年度広尾町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第7号 令和5年度広尾町病院事業債管理特別会計歳入歳出決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第7号 令和5年度広尾町病院事業債管理特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第8号 令和5年度広尾町水道事業会計決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第8号 令和5年度広尾町水道事業会計決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

次に、認定第9号 令和5年度広尾町下水道事業会計決算認定について討論、採決を行います。

お諮りします。本件は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は討論を省略します。

これより認定第9号 令和5年度広尾町下水道事業会計決算認定についてを採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は、認定すべきとするものです。本件は、委員長の報告どおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の報告どおり認定することに決しました。

◎日程第12 議案第75号

1、議長（堀田） 日程第12、議案第75号 財産の取得についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

田中町長、登壇願います。

1、町長（田中） 議案第75号 財産の取得について提案理由を申し上げます。

本案は、財産を取得するにつき、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

業務名は、特別養護老人ホーム施設備品（家具等）購入業務であります。

取得財産は、特別養護老人ホーム改築に係る施設家具等一式であります。

取得目的は、特別養護老人ホーム改築に係る施設家具等の更新であります。

契約額は、1,782万円であります。

契約の相手方は、帯広市東1条南20丁目14番地、株式会社まつみ商会、代表取締役松見喜明氏であります。

納入期限につきましては、本議案の議決後、令和7年3月31日までであります。

指名業者等の状況についてであります。有限会社タカダ薬局、株式会社橘産業、有限会社中川、

株式会社曾我、株式会社常光帯広営業所、大丸株式会社道東支店、株式会社まつみ商会の7業者をもって入札を行いまして、落札率は86.9%であります。

以上、提案理由とさせていただきます。議決方よろしくお願い申し上げます。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。本案に対する質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

別になければ、以上で質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより議案第75号 財産の取得についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 発議第7号

1、議長（堀田） 日程第13、発議第7号 議員定数及び報酬等に関する調査特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。本件は議員定数及び報酬等についての調査を行うため、議長を除く議員全員で構成する特別委員会を設置して、閉会中も継続して調査することとし、調査期間は調査終了までとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は議長を除く議員全員で構成する議員定数及び報酬等に関する調査特別委員会を設置して、閉会中の継続調査とし、調査期間は調査終了までとすることに決しました。

ここで、委員会の委員長、副委員長を互選するため、議員定数及び報酬等に関する調査特別委員会の開催を願います。

委員会条例第9条第2項の規定により、年長であります渡辺富久馬議員に臨時委員長をお願いします。

本会議を休憩します。

午前10時25分 休憩

午前10時30分 再開

本会議を再開します。

諸般の報告をします。

先ほど設置されました議員定数及び報酬等に関する調査特別委員会が休憩中に開催され、正副委員長との互選がなされた旨通知がありましたので、報告します。

委員長には山谷照夫議員、副委員長には志村國昭議員が互選されました。

以上で、報告を終わります。

◎日程第14 発議第8号

1、議長（堀田） 日程第14、発議第8号 選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

10番、前崎茂議員。

1、10番（前崎） 発議第8号 選択的夫婦別姓制度の議論の活性化を求める意見書の提出について。

上記の意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

次のページであります。

意見書の内容であります。

現行の民法では、婚姻時に夫婦のいずれか一方が姓を改めることを規定しており、社会的な信用と実績を築いた人が望まない改姓を余儀なくされることで、自己同一性を喪失し苦痛を感じる、姓を維持するために法的な保障の少ない事実婚を選択せざるを得ないなどの問題が生じている。

政府は旧姓の通称使用の拡大の取組を進めているが、一部の国家資格や免許等では旧姓の使用が認められていない。また、通称使用では、自己同一性を喪失する苦痛は解消されず、根本的な解決策にはならないほか、ダブルネームを使い分ける負担、本人や企業等の経済的なコスト、個人識別の誤りのリスクやコストを増大させる等の問題が指摘されている。

さらに、一人っ子同士の結婚や子連れ再婚、高齢での結婚などを検討する人にとっては、特に改姓への抵抗感が強く、中には結婚を諦めてしまう人もいるため、ますます非婚や少子化につながる要因と言われている。

国連の女子差別撤廃委員会は、日本政府に対し女性の婚姻前の姓を保持する選択を可能にするよう再三にわたり民法の改正を勧告している。さらに、平成27年の最高裁判決に続き、令和3年6月の最高裁決定においても、夫婦同姓規定が合憲とされる一方、夫婦の氏に関する制度の在り方については、「国会で論ぜられ、判断されるべき」とされたところだが、依然として国会での議論は進んでいない状況である。

多様性を認める社会、男女共同参画、基本的人権の尊重の観点から、世論の動向や最高裁の判断趣旨を踏まえた上で議論を進め、適切な法的選択肢を用意することは、国の責務である。

よって、国会及び政府に対し、選択的夫婦別姓制度に係る議論を積極的に行うよう求める。
以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
以下、記載のとおりであります。
議決方よろしくお願いいたします。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第15 発議第9号

1、議長（堀田） 日程第15、発議第9号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出についてを議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

12番、山谷照夫議員、登壇の上、説明願います。

1、12番（山谷） 発議第9号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について。

上記の意見書を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。

北海道は、豊かで美しい自然環境に恵まれ、広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食を強みに我が国の食料供給を担うとともに、特有の歴史・文化や気候風土などを有しており、これらの独自性や優位性を生かしながら、将来にわたって持続可能な活力ある北海道の実現を目指している。

しかしながら、本道の道路を取り巻く環境は、高規格道路におけるミッシングリンクをはじめ、自然災害に伴う交通障害、幹線道路や通学路における交通事故、道路施設の老朽化など、多くの課題を抱えている。

これらの課題を解消し、「食」や「観光」に関連する地域が持つ潜在力を最大限発揮させるために

は、平常時・災害時を問わない安定した物流や広域周遊観光を支える道路ネットワークの整備が必要不可欠である。加えて、積雪寒冷地である本道では、安定した除排雪体制の確保など、冬期間の住民の安全・安心を図ることが必要である。

そのため、地方財政が依然として厳しく、また資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する中でも、道路整備・管理に必要な予算を安定的に確保することが重要である。

よって、国においては、本年発生した能登半島地震や切迫する日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震を踏まえ、高規格道路から市町村道に至る道路網の整備や老朽化対策など、国土強靱化の取組をより一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1、賃金水準などの上昇も加味した上で、山積する道路整備の課題に対応していくため、新たな財源の創設及び必要な予算を確保すること。

2、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の推進はもとより、その後も切れ目なく継続的・安定的に取組を進めるため、国土強靱化実施中期計画を令和6年度内の早期に策定し、必要な予算・財源を別枠で確保すること。

3、人流、物流の活性化に向けた高規格道路におけるミッシングリンクの解消や、高規格道路と直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築、暫定2車線区間の4車線化や耐震補強等の機能強化など、国土強靱化に資する災害に強い道路ネットワークの整備を推進すること。

4、国土強靱化の事業計画等に基づく橋りょう、トンネル等の老朽化対策を推進し、予防保全による道路メンテナンスへ早期に移行するため、維持管理・更新事業に必要な技術的支援の拡充や予算を長期安定的に確保すること。

また、近年の異常気象により、積雪寒冷地においては、凍結融解の繰り返しによる舗装の損傷が著しいことから、これに対応する制度の創設や財政支援の充実・強化を図ること。

5、冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進など、地域の安全な暮らしや経済活動を支える道路の整備や管理の充実を図ること。

6、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月12日。

提出先は、記載のとおりであります。

議決方よろしく願います。

1、議長（堀田） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑の発言を許します。

（「なし」の声あり）

以上で、質疑を終結します。

お諮りします。本案は討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略します。

これより採決します。

お諮りします。本案は、提出者の提案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は提案のとおり可決されました。

◎日程第16 発委第4号

1、議長(堀田) 日程第16、発委第4号 閉会中の委員会継続調査についてを議題とします。

本件の調査事項は、各自お手元に配付しておりますので、委員長の提案説明を省略して、事務局長に朗読させます。

白石事務局長。

1、議会事務局長(白石) 発委第4号 閉会中の委員会継続調査について。

地方自治法第109条の規定による次の所管事務調査事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出るものであります。

申出者は、総務常任委員会委員長、産業常任委員会委員長、議会運営委員会委員長であります。

記といたしまして、1、調査期間は、令和6年第3回定例会終了後から令和6年第4回定例会まで。

2、調査事件。

総務常任委員会、(1)、デジタルトランスフォーメーション(DX)の取組について。

産業常任委員会、(1)、増養殖事業及び空き店舗活性化事業について。

議会運営委員会、(1)、議会の運営に関する事項について、(2)、議会の基本条例、会議規則等に関する事項について、(3)、議長の諮問に関する事項について。

以上であります。

1、議長(堀田) お諮りします。会議規則第75条の規定により、各常任委員会及び議会運営委員会の活動として、申出のとおり閉会中も継続して調査できるよう提案がありました。

各委員長の申出どおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件は申出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

◎日程第17 発議第10号

1、議長（堀田） 日程第17、発議第10号 議員の派遣についてを議題とします。
派遣事項については、各自お手元に配付しておりますので、事務局長に朗読させます。
白石事務局長。

1、議会事務局長（白石） 発議第10号 議員の派遣について。
地方自治法第100条第13項及び会議規則第130条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

記といたしまして、1、南十勝町村議会議長会議員研修会。

- (1)、目的、議員活動研さんのため。
- (2)、派遣場所、大樹町であります。
- (3)、期間、令和6年9月26日。
- (4)、派遣議員、全議員であります。

2、十勝町村議会議長会議員研修会。

- (1)、目的、議員活動研さんのため。
- (2)、派遣場所、清水町であります。
- (3)、期間、令和6年10月30日。
- (4)、派遣議員、全議員であります。

以上です。

1、議長（堀田） お諮りします。ただいま朗読のあったとおり議員を派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本件は提案のとおり派遣することに決しました。

なお、後日、内容等に変更が生じた場合は議長に一任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、内容等に変更が生じた場合は議長に一任することに決しました。

◎閉会の議決

1、議長（堀田） 以上をもって本定例会に付議された案件は、全て終了しました。
お諮りします。これをもって本定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

◎閉会の宣告

- 1、議長（堀田） これにて令和6年第3回広尾町議会定例会を閉会します。

閉会 午前10時45分